



平成 28 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社メガネスーパー
代表者名 代表取締役社長 星崎 尚彦
(JASDAQ・コード3318)
問合せ先
役職・氏名 執行役員CFO 三井 規彰
電 話 0465-24-3611 (代表)

第三者割当による新株式発行の失権および新株予約権の払込完了に関するお知らせ

平成 28 年 3 月 15 日付の当社取締役会にて決定いたしました第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集（以下、「本件第三者割当増資」という。）について、平成 28 年 3 月 31 日を払込期日とする株式及び新株予約権の募集において、本日払込期日を迎え一部の払込手続きを完了いたしました。一部失権がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式発行の結果

平成 28 年 3 月 15 日付の当社取締役会にて決定いたしました平成 28 年 3 月 31 日を払込期日とする第三者割当により発行される株式の募集（割当株数：1,587,400 株、資金調達額：100 百万円）につきまして、割当先である目の健康株式会社（割当株数：1,587,400 株）より全額の払い込みが行われず失権となりました。

目の健康株式会社は、当社の営業面でのサポートと本新株式の引受けを目的として、眼鏡・補聴器革新株式会社により設立された特別目的会社となりますが、失権理由につきまして、同社より以下の説明を受けております。

同社は、本新株式の引受けにあたり上場会社のグループ企業からの資金調達を予定し、当該資金調達先から意向表明書を受領しておりましたが、最終契約化に至る過程で、資金調達先からの要望事項を踏まえ、各種法令を遵守し契約が誠実に履行されるように、法定開示書類の取扱いや資金提供の条件等について確認・協議している中、突如資金調達先からの白紙撤回の申し入れに至ったことによります。

目の健康株式会社からは適宜、資金調達先との契約交渉の状況について誠実かつ丁寧な説明を受けており、同社が合意に向けて合理的な範囲内での譲歩並びに適法かつ合理的な代替案を提示していたと理解しております。かかる状況において、資金調達先による払込期日直前の白紙申し入れという事態は当社としても受け入れ難く誠に遺憾であり、また、白紙撤回の申し入れを覆すべく、合理性を欠く条件の契約が締結されることは、目の健康株式会社のみならず当社としても望ましくないものと考えております。なお、目の健康株式会社からは、営業面におけるサポート方針については変更がない旨の説明を受けております。

また、本新株式の失権に伴い、本件第三者割当増資による払込金額の総額が 100 百万円減少し 991 百万円となる予定ですが、減少分は手許資金で代替可能と判断しております。

なお、現時点における業績進捗や、平成 28 年 3 月 25 日に公表の「債務消滅益にかかる特別利益の計上に関するお知らせ」において実施した株式の希薄化を伴わない資本増強策についても適宜実

行しておりますので、2016年4月末における債務超過解消への影響はないものと判断しております。

II. 第三者割当による新株予約権発行の結果

当社第12回新株予約権については、本日、予定通り、割当先である三田証券株式会社より全額払い込みを受けております。

第12回新株予約権の募集概要は以下のとおりです。

(1) 割 当 日	平成28年3月31日(木)
(2) 新株予約権の総数	100個
(3) 発 行 価 額	総額3,000,000円(本新株予約権1個につき30,000円)
(4) 当該発行による潜在株式数	10,000,000株(本新株予約権1個につき100,000株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は40円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,000,000株となります。
(5) 資金調達の額	953,000,000円 (内訳) 新株予約権発行による調達額: 3,000,000円 新株予約権行使による調達額: 950,000,000円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額95円 当社が本新株予約権の行使価額の修正開始を決議した日、もしくは東京証券取引所における当社普通株式の終値が5営業日連続して114円を上回った日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知が行使請求受付場所に到達した日の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正されます。ただし、かかる修正後の金額が下限行使価額40円を下回る場合、行使価額は下限行使価額40円に修正されます。 (注1)「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。ただし、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。 (注2) 下限行使価額である40円は行使価額の調整が行われる場合には、その調整を受けるものとします。
(7) 募集又は割当て方法(割当予定先)	第三者割当の方法による 三田証券株式会社 100個
(8) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

III. 本件第三者割当増資に係る変更

平成 28 年 3 月 22 日公表の「第三者割当により発行される株式の発行内容確定に関するお知らせ」において本件第三者割当増資の内容が確定しておりますので、当該資料から本新株式の失権に伴い変更となる箇所について、下線を付して変更いたします。

1. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

【変更前】

①	払込金額の総額	<u>1,091</u> 百万円
②	発行諸費用の概算額	15百万円
③	差引手取概算額	<u>1,076</u> 百万円

(注) 1. 平成 28 年 3 月 15 日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」において、本新株式のうち平成 28 年 3 月 15 日時点で割当予定先が未定となっていた当社役職員に対する割当額を上限の 40 百万円と見積もって算出した額を記載しておりましたが、割当予定先を当社従業員とし、その人数及び割当金額が確定いたしましたので、払込金額の総額並びに差引手取概算額を変更しております。

(注) 2. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

(注) 3. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、新株予約権の公正価値算定費用並びに本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用等を含めた総額 15 百万円を予定しております。

(注) 4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

【変更後】

①	払込金額の総額	<u>991</u> 百万円
②	発行諸費用の概算額	15百万円
③	差引手取概算額	<u>976</u> 百万円

(注) 1. 平成 28 年 3 月 15 日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」において、本新株式のうち平成 28 年 3 月 15 日時点で割当予定先が未定となっていた当社役職員に対する割当額を上限の 40 百万円と見積もって算出した額を記載しておりましたが、割当予定先を当社従業員とし、その人数及び割当金額が確定いたしましたので、払込金額の総額並びに差引手取概算額を変更しております。

(注) 2. 平成 28 年 3 月 31 日を払込期日とする新株式の発行が失権となったことにより、払込金額の総額並びに差引手取概算額を変更しております。

(注) 3. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

(注) 4. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、新株予約権の公正価値算定費用並びに本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用等を含めた総額 15 百万円を予定しております。

(注) 5. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的使途

【変更前】

平成 28 年 3 月 15 日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」において、差引手取概算額は 1,088 百万円を予定しておりましたが、本日割当予定先の一部が確定したことに伴い、差引手取概算額は 1,076 百万円に減少いたします。これは、平成 28 年 3 月 15 日時点の調達する資金の具体的使途として予定している約 1 店舗分の新規出店費用に相当する額の減少となりますので、減少分は当社の営業活動から得られるキャッシュフローを充当する予定です。

【変更後】

平成 28 年 3 月 15 日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」において、差引手取概算額は 1,088 百万円を予定しておりましたが、平成 28 年 3 月 22 日に割当予定先の一部が確定したこと、平成 28 年 3 月 31 日を払込期日とする新株式の発行が失権となったことに伴い、差引手取概算額は 976 百万円に減少いたします。これは、平成 28 年 3 月 15 日時点の調達する資金の具体的使途として予定している約 8 店舗分の新規出店費用に相当する額の減少となりますので、減少分は当社の営業活動から得られるキャッシュフローを充当する予定です。

2. 発行条件等の合理性

【変更前】

- ・発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数(※1)は 2,162,000 株 (議決権の数は 21,620 個) となります。また、平成 28 年 3 月 15 日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」における第 12 回新株予約権の行使により発行される株式数 10,000,000 株 (議決権の数は 100,000 個) を合算すると 12,162,000 株 (議決権の数は 121,620 個) となり、平成 28 年 3 月 15 日における当社の発行済普通株式数 81,062,425 株 (議決権の数は 1,807,538 個(※2)) に対して 15.00% (議決権の総数に対する割合は 6.73%) の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

- ※1 平成 28 年 3 月 15 日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」において 発行内容が確定している新株式及び本日本未定事項が確定した新株式の数を合算した株式数をいいます。
- ※2 議決権の数は、当社普通株式を有する株主の議決権に加えて、A 種劣後株式及び B 種劣後株式を有する種類株主の議決権を含む総数となります。

【変更後】

- ・発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数(※1)は574,600株(議決権の数は5,746個)となります。また、平成28年3月15日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」における第12回新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)を合算すると10,574,600株(議決権の数は105,746個)となり、平成28年3月15日における当社の発行済普通株式数81,062,425株(議決権の数は1,807,538個(※2))に対して13.05%(議決権の総数に対する割合は5.85%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

※1 平成28年3月15日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ」において、平成28年3月31日を払込期日とする新株式が失権となったことに伴い、平成28年3月22日に未定事項が確定した平成28年4月7日を払込期日とする新株式の数をいいます。

※2 議決権の数は、当社普通株式を有する株主の議決権に加えて、A種劣後株式及びB種劣後株式を有する種類株主の議決権を含む総数となります。

3. 募集後の大株主及び持株比率

【変更前】

募集前 (平成27年10月31日現在)		募集後 (本新株式及び平成28年3月15日公表の発行 内容が確定している新株式の発行後)	
眼鏡・補聴器革新株式会社	36.09%	眼鏡・補聴器革新株式会社	<u>35.66%</u>
投資事業有限責任アドバンテッジ パートナーズIV号	11.18%	投資事業有限責任アドバンテッジ パートナーズIV号	<u>11.05%</u>
AP CAYMAN PARTNERS II, L.P.	7.80%	AP CAYMAN PARTNERS II, L.P.	<u>7.71%</u>
JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	6.78%	JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	<u>6.70%</u>
三輪洋照	0.88%	三輪洋照	<u>0.87%</u>
二	<u>—%</u>	<u>目の健康株式会社</u>	<u>0.87%</u>
フォーティーツー投資組合	0.75%	フォーティーツー投資組合	0.74%
佐々木淳子	0.41%	佐々木淳子	0.41%
須田忠雄	0.39%	須田忠雄	<u>0.38%</u>
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	0.37%	BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	0.37%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED	0.37%	NOMURA PB NOMINEES LIMITED	<u>0.36%</u>

OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)		OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	
-------------------------	--	-------------------------	--

募集前 (平成 27 年 10 月 31 日現在)		募集後 (本新株式の発行及び平成 28 年 3 月 15 日公表 の発行内容が確定している新株式発行後、並び に新株予約権が全て行使された後)	
眼鏡・補聴器革新株式会社	36.09%	眼鏡・補聴器革新株式会社	<u>33.82%</u>
投資事業有限責任アドバンテッジ パートナーズIV号	11.18%	投資事業有限責任アドバンテッジ パートナーズIV号	<u>10.48%</u>
AP CAYMAN PARTNERS II, L.P.	7.80%	AP CAYMAN PARTNERS II, L.P.	<u>7.31%</u>
JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	6.78%	JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	<u>6.35%</u>
三輪洋照	0.88%	三輪洋照	<u>0.83%</u>
二	—%	目の健康株式会社	<u>0.82%</u>
フォーティーツー投資組合	0.75%	フォーティーツー投資組合	0.70%
佐々木淳子	0.41%	佐々木淳子	0.39%
須田忠雄	0.39%	須田忠雄	<u>0.36%</u>
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	0.37%	BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	0.35%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	0.37%	NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	<u>0.34%</u>

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 大株主は平成 27 年 10 月 31 日時点の株主名簿を基準としておりますが、各持株比率については、募集前は平成 27 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数を基準とし、募集後は平成 27 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数に本新株式及び平成 28 年 3 月 15 日公表の発行内容が確定している新株式並びに新株予約権の発行済株式数を加味してに算出しております。
3. 上記のほか、自己株式 103,495 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合 0.1%）があります。（いずれも平成 27 年 12 月 31 日現在）
4. 平成 27 年 12 月 31 日現在の発行済普通株式の総数は 81,062,425 株となります。
5. 本新株予約権の割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、割当後における当社の大株主には反映せず、株式の希薄化の影響のみ反映しております。

【変更後】

募集前	募集後
-----	-----

(平成 27 年 10 月 31 日現在)		(平成 28 年 4 月 7 日を払込期日とする 新株式の発行後)	
眼鏡・補聴器革新株式会社	36.09%	眼鏡・補聴器革新株式会社	<u>35.98%</u>
投資事業有限責任アドバンテッジ パートナーズIV号	11.18%	投資事業有限責任アドバンテッジ パートナーズIV号	<u>11.15%</u>
AP CAYMAN PARTNERS II, L.P.	7.80%	AP CAYMAN PARTNERS II, L.P.	<u>7.78%</u>
JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	6.78%	JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	<u>6.76%</u>
三輪洋照	0.88%	三輪洋照	<u>0.88%</u>
フォーティーツー投資組合	0.75%	フォーティーツー投資組合	0.74%
佐々木淳子	0.41%	佐々木淳子	0.41%
須田忠雄	0.39%	須田忠雄	<u>0.39%</u>
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	0.37%	BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	0.37%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	0.37%	NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	<u>0.37%</u>

募集前 (平成 27 年 10 月 31 日現在)		募集後 (平成 28 年 4 月 7 日を払込期日とする新株式の 発行後、並びに平成 28 年 3 月 31 日を払込期日 とする新株予約権が全て行使された後)	
眼鏡・補聴器革新株式会社	36.09%	眼鏡・補聴器革新株式会社	<u>34.10%</u>
投資事業有限責任アドバンテッジ パートナーズIV号	11.18%	投資事業有限責任アドバンテッジ パートナーズIV号	<u>10.57%</u>
AP CAYMAN PARTNERS II, L.P.	7.80%	AP CAYMAN PARTNERS II, L.P.	<u>7.37%</u>
JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	6.78%	JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	<u>6.41%</u>
三輪洋照	0.88%	三輪洋照	<u>0.84%</u>
フォーティーツー投資組合	0.75%	フォーティーツー投資組合	0.70%
佐々木淳子	0.41%	佐々木淳子	0.39%
須田忠雄	0.39%	須田忠雄	<u>0.37%</u>
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	0.37%	BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	0.35%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	0.37%	NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	<u>0.35%</u>

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 大株主は平成 27 年 10 月 31 日時点の株主名簿を基準としておりますが、各持株比率については、募集前は平成 27 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数を基準とし、募集後は平成 27 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数に平成 28 年 4 月 7 日を払込期日とする新株式並びに平成 28 年 3 月 31 日を払込期日とする新株予約権の発行総株式数を加味して算出しております。
3. 上記のほか、自己株式 103,495 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合 0.1%）があります。（いずれも平成 27 年 12 月 31 日現在）
4. 平成 27 年 12 月 31 日現在の発行済普通株式の総数は 81,062,425 株となります。
5. 本新株予約権の割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、割当後における当社の大株主には反映せず、株式の希薄化の影響のみ反映しております。

以上